

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

甲府市の総人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』によれば、2050年には、159,036人まで減少すると推計されており、近年は、老年（65歳以上）人口が増加する一方で、年少（0～14歳）人口・生産年齢（15～64歳）人口が減少しており、令和5年4月1日現在で高齢化率が29.7%と本市の人口の約3.4人に1人が高齢者という状況であり、年々高齢化が進んでいる。

次に、令和3年「経済センサス活動基礎調査報告」によれば、甲府市の産業構造を産業分類から見ると、第三次産業が約86%を占めており、そのなかでもサービス業のウエイトが高くなっている。また、山梨県がまとめた令和2年度「市町村民経済計算報告」によれば、甲府市の総生産の推移について、令和2年度の市内総生産は8,372億円となり、平成27年度と比較すると0.5%増加となっている。

第三次産業を主とする甲府市内の中小企業数は、全体の9割以上となっており、本市の経済を支える中心的な存在となっていることから、甲府市では本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に、「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」を平成29年4月に施行し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、5つの基本的施策（「人材の育成及び確保」、「経営基盤の強化」、「創業の促進」、「販路拡大の促進」、「地場産業の振興」）に基づいて取組みを進めている。また、条例施行に併せて、平成25年に策定、平成29年に改定した「甲府市商工業振興指針」について、令和5年度には、その指針を改定し「甲府市商工業振興行動計画」を策定し、条例及び行動計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、商工業の現状や課題、社会・経済環境の変化を見据えた産業の振興を図っている。

(2) 目標

甲府市では、「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」の施行や「甲府市商工業振興指針」の改定を行い策定した「甲府市商工業振興行動計画」、条例に基づく新たな施策や指針に位置づけている施策を一体的に推進することで、商工業のさらなる振興を図っている。

こうしたことから、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、労働生

産性の向上を強力に後押しするため、積極的に制度の周知を図るとともに相談受付や認定に係る一連の処理を適正かつ迅速に実施し、年10件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

甲府市の発展に重要な役割を担う中小企業等が、持続的な成長を遂げていくためには、中小企業等自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、経営改革を迅速かつ適切に推進する必要がある。

よって本計画では、先端設備等導入の目的が中小企業等の労働生産性向上であることに鑑み、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

甲府市の産業は、サービス業を中心とする第三次産業が多いが、「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」や「甲府市商工業振興行動計画」においては、幅広い業種を支援の対象としていることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

甲府市の産業は、市内全域に事業所が存在し、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、甲府市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

甲府市の産業は、サービス業を中心とする第三次産業が多いが、「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」や「甲府市商工業振興行動計画」においては、幅広い業種を支援の対象としていることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、本計画においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1

日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。